

看護師特定行為研修受講支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、在宅医療等の推進を図るため、予算の定めるところにより看護師特定行為研修を受講する看護師に助成する指定訪問看護事業所に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成26年12月18日制定。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次の各号によるものとする。

- (1)「看護師特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定するものをいう。
- (2)「指定訪問看護事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定を受けた指定訪問看護事業所（指定訪問看護ステーション及び指定訪問看護を担当する医療機関）をいう。

(補助金の交付の条件)

第3条 補助事業者は、交付要綱第5条に定めるほか、次の各号に該当する場合には、この補助金の全部を県に納付しなければならない。

- (1) 当該事業により特定行為研修を受講した看護職員が、研修を中断した場合
- (2) 当該事業により特定行為研修を受講した看護職員が、受講修了時に修了認定されない場合
- (3) 当該事業により特定行為研修を修了した看護職員が、修了認定を受けた日の属する年度の翌年度3月31日までに離職した場合（病気、死亡その他やむを得ない理由による場合を除く。）
- (4) 当該事業により特定行為研修を修了した看護職員が、離職等の理由により、補助事業者に対して、当該研修の受講に要した経費を返還した場合

2 補助事業者は、当該事業により特定行為研修を受講した看護職員の修了認定の結果について、別紙第1号様式により、その結果を知り得た日から起算して15日以内に知事に報告しなければならない。

(状況報告)

第4条 交付要綱第10条に規定する別記第13号様式には、事業年度の10月末現在における看護職員の研修履修状況を添付し、翌月15日までに報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和 5 年 10 月 31 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

別紙第 1 号様式

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者住所
氏名又は法人名
施設名
印

代表者名

年度地域医療介護総合確保基金事業（看護師特定
行為研修受講支援事業）に係る受講修了認定結果報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度地域医療介護総合確保基金事業（看護師特定行為研修受講支援事業）につい
て，看護師特定行為研修受講支援事業補助金交付要領第 3 条第 2 項の規定により，
関係書類を添えて報告します。